

議案第 2 2 号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町介護保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日提出

二宮町長 村田 邦子

2専 第3号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年3月31日

二宮町長 村田 邦子

理由

消費税増税に伴い、保険料軽減の拡充を規定した介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月30日公布、令和2年4月1日に施行されるため、二宮町介護保険条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「20,025円」を「16,020円」に改め、同条第7項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「20,025円」を「16,020円」に、「33,375円」を「26,700円」に改め、同条第8項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「20,025円」を「16,020円」に、「38,715円」を「37,380円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の二宮町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。